平成２８年（フ）第１８６９号
神奈川県綾瀬市蓼川１丁目７番17号　チェリーフォレスト203
債務者　関　　光明
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８８８号
横浜市旭区白根２丁目５番16号　リトマンペラ206号
債務者　安藤のり子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１４６号
横浜市神奈川区菅田町1568番地３　グリーンメゾン201号
債務者　渡邊有紀子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９４４号
横浜市神奈川区西寺尾３丁目26番19号
債務者　浦崎　　泉
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６２号
東京都東村山市廻田町３丁目６番地９インティメットＩ202
債務者　原　　祐二
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０７９号
神奈川県藤沢市鵠沼石上３丁目３番３－201号
債務者　澤　　和男
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０８０号
神奈川県藤沢市鵠沼石上３丁目３番３－201号
債務者　澤　　澄
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５６号
釧路市鳥取北９丁目３番13号
債務者　吉川　秀之
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１７４号
釧路市桜ケ岡８丁目３番６号
債務者　小林　麻由
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１８０号
釧路市住之江町８番2407号　ロマーヌ釧路第三
債務者　竹内　謙二
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第９０号
栃木県小山市犬塚５丁目23番地４　フラワーレジデンスＪＵＮ　Ａ－102
債務者　山ノ井早央里（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２７号
大分県杵築市大字片野290番地８　ウエストコート５　306号室
債務者　日髙　正勝
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第７４７６号
東京都大田区中央４丁目５－８　サンハウス458　２階
債務者　片桐　慎二
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３１号
静岡市清水区秋吉町５番48号、旧住所静岡市清水区鳥坂1212番地の４　パティール202
債務者　佐藤　徳栄
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０８号
静岡県浜松市中区和合町15番地の４サンライズ竹しま303
債務者　二宮　　里
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係